

家計見直し講座②

公務員にマッチする
死亡保障のツボ

最初に申し上げておきましょう。

そもそも私たちは、任意に生命保険や医療保険に入らなくても、すでに不測の事態へ対する保障をある程度確保しています。

国による公的年金制度や公的医療保険制度はもちろん、公務員の皆さまはさらに、加入する共済組合や互助会などから様々な給付を得られるようになっています（図表1）。

むだのない保障設計の基本は、困った事態が起きた時、自分が現在、どのような給付を受けられるかを具体的に理解し、「不足分を補う」感覚で私的準備を行うことです。

ただ残念なことに、公務員の方のライフプランセミナーに講師としてお伺いしますと、多くの方はよくわからない



清水 香

ファイナンシャルプランナー・CFP認定者

【しみず かおり】中央大学卒業。10年間の生損保代理店での実務経験の後、2001年、特定の金融機関に属さないファイナンシャルプランナーとして独立、活動開始。個人相談のほか、企業・団体への講演、執筆活動を行う。近著に『見直し以前の“いる保険” “いない保険” の常識』がある。

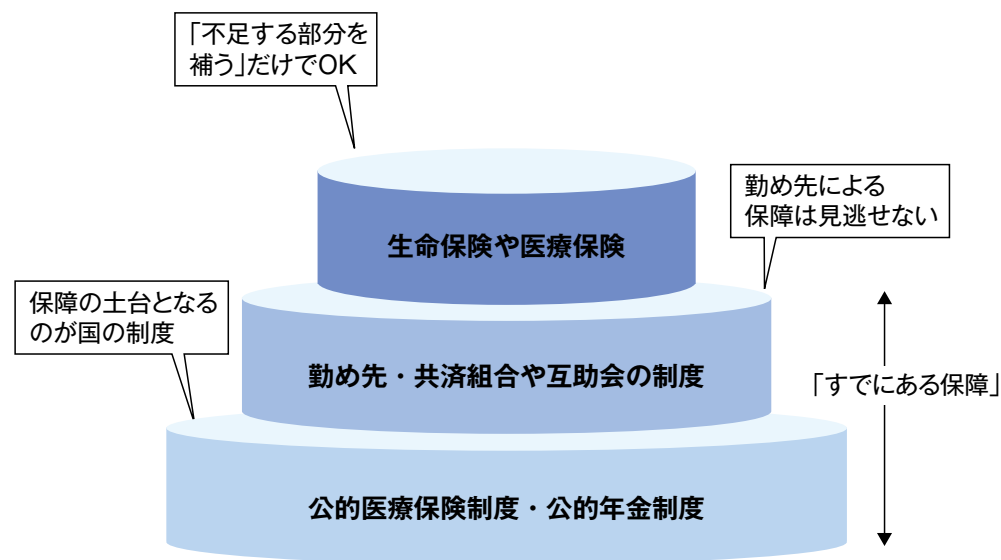
<http://www.fp-clue.com/>

いまま、生命保険や医療保険に入り過ぎている現状があるようです。

イザという時の安心とはいえ、入り過ぎれば保険料の負担は重くなります。重くなり過ぎた保険料は、長い目で見た家計の健全性を奪ってしまいます。

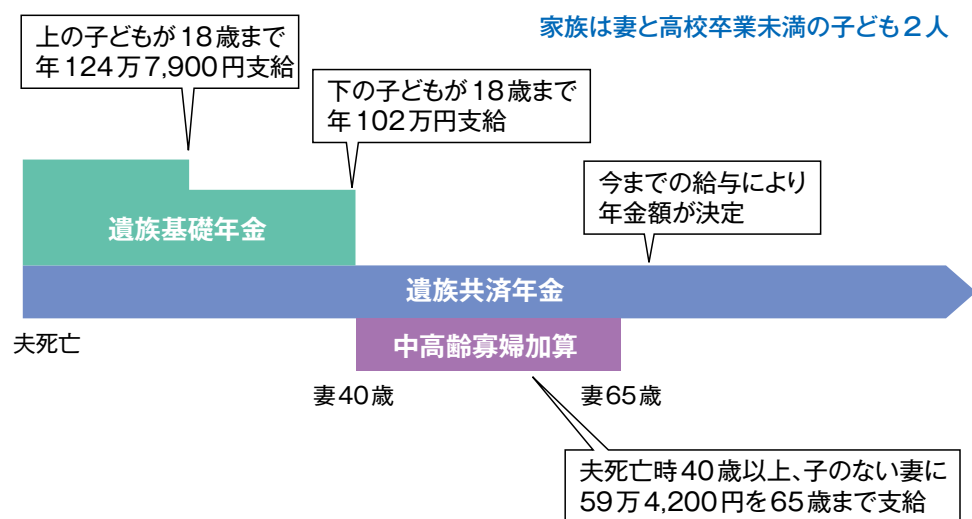
実際にわが国では、九割の世帯が何らかの生命保険契約をし、年平均四五万円もの保険料を支払っています（生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」平成二二年）。仮にこの支払いを一〇年続ければ、総支払保険料は四五〇万円、二〇年で九〇〇万円になります。つまり、幼稚園から高校までの子どもの教育費に相当する、とても大きな金額となるわけです。しかしながら、私たちの不測の事態は死亡や入院に限りませんし、一方で

図表1 「すでにある保障」を踏まえて検討



民間保険でカバーできる不測の事態は限られています。
また、民間保険はあくまでも現在の公的制度の補完として存在するものです。しかしながら、将来の公的制度や物価水準、そして社会・経済環境は変化が付きもの。前提となる公的制度や社会が変われば、あるべき私的保障

図表2 標準世帯 夫死亡時の遺族年金例



も変わらざるを得ないのではないでしょうか。
一方で、何にでも使える万全の備えは「貯蓄」です。貯蓄が少なく不測の事態への耐性の弱い現役世帯が、足元の家計を支えるため用いるのが保険。つまり保険とは、貯蓄が積み上がるまでの「つなぎ」であり、貯蓄が積み上

すでにある保障①「遺族年金」
生計維持者の死亡で残された家族は、公的年金制度から遺族年金を受け取ることができます。わが国では職業によって加入する年金制度が異なるため、遺族が受け取れる年金もそれに応じて変わります。
公務員の場合、残された家族は「遺族共済年金」の対象となり、子どもがいれば「遺族基礎年金」も合わせて受け取れます。子どもがいらない四〇歳以上の妻は「中高齢寡婦加算」も受給できます(図表2)。これらは、残さ

がつてきたら、卒業してもよいものです。保障が必要な時期でも、公的保障や勤務先の保障など「すでにある保障」を踏まえ、不足分だけ補うようにすれば、保障は少なくできます。保険料が減れば家計のお金の流れも変わってきます。住宅ローン返済を早く進めることができましたり、貯蓄のペースをアップさせることができます。家計の健全化が図られ、自分のために使えるお金も増えるはずです。
今回から二回にわけて、公務員の皆さまにカスタマイズした死亡保障・医療保障それぞれについて、わかりやすく解説していきます。どうぞ最後までお付き合いください。

れた家族の収入の土台となる、とても頼りになる制度です。以下、標準世帯の例を中心に見てみましょう。

【遺族基礎年金】

妻と子どもが遺族の場合に受け取れます。逆に、生計維持者が妻であっても、夫と子どもが遺族の場合は残念ながら受け取れません。

(年額)

遺族構成	妻と子	子のみ
子ども1人	1,020,000円	792,100円
子ども2人	1,247,900円	1,020,000円
子ども3人	1,323,800円	1,095,900円
子ども4人目以降	1,323,800円 + 1人に付き75,900円	1,095,900円 + 1人に付き75,900円

図表3 遺族基礎年金の額

受け取れる金額は子どもの数に応じてた定額ですが、物価変動に応じて毎年金額が見直されます。

年金額は、遺族構成により異なります(図表3)。妻と子ども二人の場合、年金額は約一二四万円ですから、月約一〇万円ということになります。三人以降は子どもの数に応じて加算があります。

昨今では、ひとり親が増加傾向にあります。イザという時は子どもだけが残されることになりますが、その場合の遺族年金額は、子ども二人で約一〇二万円、三人以降は子どもの数に応じて加算されます。

ところで、年金上で言う「子ども」とは、一八歳で最初の三月を迎えるまでの人を指しますので、高校卒業相当の時期まで遺族基礎年金が支給されることになります(子どもが障害等級一級または二級の場合には、二〇歳)。

【遺族共済年金】

夫死亡時に妻が受け取れ、年金額は生前の給与等で決まります(ざっくり、それまで支払った年金保険料で受け取れたはずの共済年金の四分の三相当額です)。

妻が再婚しない限り生涯にわたり年金を受け取れます。妻が働いていても、夫死亡時の年収が恒常的に八五〇万円

以上でなければ受け取れます。

子どもがいれば遺族基礎年金が同時に、子どもがいなければ、あるいは子が一八歳以上の場合には中高齢寡婦加算がプラスされ、自分の年金受給が始まる六五歳までは二つの年金が受け取れます(図表2)。

逆に、公務員の妻が死亡し、夫と子どもが残された場合はどうでしょうか。

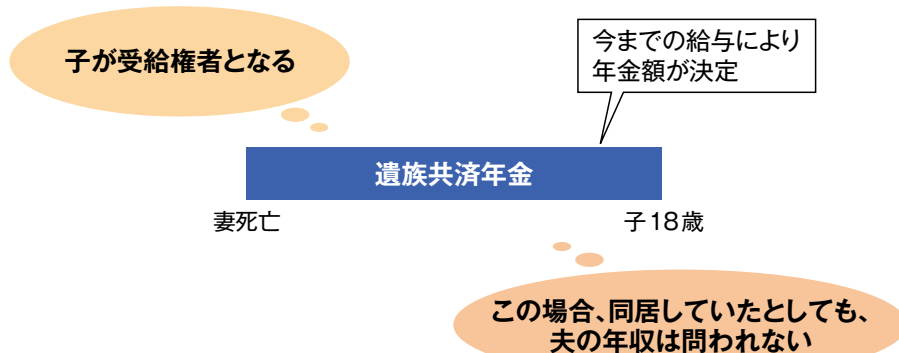
夫は、妻の遺族共済年金の対象になりますが、年金の受け取りは六〇歳までは支給停止となります。その後自分の年金が始まれば、自分の年金か、妻の遺族年金かいずれか高い方を選択することになります。

つまり夫は、妻が死亡しても遺族共済年金を受け取りにくいのです。

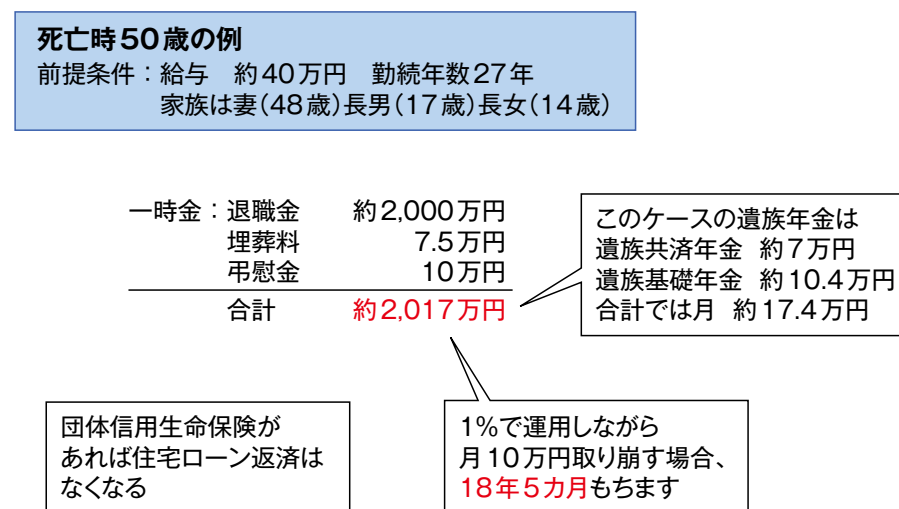
ただし、残された子どもは遺族共済年金を受け取ることができます。同居している夫、あるいは親権者等の収入要件はなく、子ども自身が就学中などで収入要件(恒常的な年収八五〇万円)にかならなければ、子どもの高校卒業相当の時期まで遺族共済年金を受け取ることができます(図表4)。

ただ前述したように、この場合には遺族基礎年金は支給されないため妻と子どもが残されるより遺族年金が手薄となります。

図表4 標準世帯 妻死亡時の遺族年金例



図表5 50歳男性の例



きた時、「わが家の場合はどうなるのか」を予測しておきましょう。

なお、遺族共済年金は配偶者以外にも、子ども・両親・孫・祖父母の順番でもらえる権利があります。

すでにある保障②「共済組合・互助組合などの保障」

共済組合や互助会など勤務先から得られる保障もぜひ知っておきたいものです。死亡退職金や弔慰金、遺児育英年金や見舞金など、加入先の制度により異なりますが、どれもイザという時、とても助かる制度です。いくつかの所属する組織から、それぞれ保障を得られることもあり、合計するとまとまった一時金になることもあります。こうした情報は「共済組合のしおり」などに載っています。勤め先のインターネットにアクセスして情報が得られるケースもありますので、調べてみましょう。

【五〇歳男性のケーススタディ】

もう少し踏み込んで、具体的に見てみましょう(図表5 注：複数の例をミックスした架空の例)。

勤続二十七年、給料は約四〇万円、妻と高校生の長男、中学生の長女という家族構成です。

五〇歳時点で本人が死亡した場合、遺族年金は月額約一七万四〇〇〇円です。いうまでもなく、子どもの年齢等で年金額は将来変わっていきます。

一時金で受け取れる分として、まず退職金が約二〇〇〇万円、その他に共済組合から支払われる埋葬料七万五〇〇〇円、互助組合等から支払われる弔慰金一〇万円。合計で約二〇一七万円です。

このお金を1%で運用しながら毎月一〇万円ずつ取り崩すと、一八年五カ月使えます。このように考えますと、当座は遺族年金と合わせ、月二七・四万円が確保される計算になります。

この他、加入先によっては遺子加算や遺児育英年金による給付を行うケースもあり、その場合は給付がさらに手厚くなります。

図表6 あるグループ保険と生命保険との比較

	30歳	40歳	50歳
日本生命「定期保険EX」(10年)	7,170円	1万800円	2万250円
オリックス生命 「ファインセーブ」(10年)	4,920円	8,370円	1万7,280円
ネクスティア生命 「カチッと定期」(10年)	3,250円	7,020円	1万6,230円
損保ジャパンDIY生命 「1年組み立て保険」(1年)	4,770円	6,810円	1万3,320円
●●グループ 「団体定期保険」(1年)	2,610円 (15～35歳まで)	3,510円 (36～40歳まで)	7,020円 (46～50歳まで)
▲▲グループ 「団体定期保険」(1年)	3,240円 (15～35歳まで)	4,350円 (36～40歳まで)	8,760円 (46～50歳まで)

まずは、ご自身が加入している共済組合や互助会の制度を一度調べてみましょう。

すでにある保障③ 団体信用生命保険

すでにある保障をふまえた不測の事態時はこのように変化します。一方で支出も現在と同じではないでしょう。現役世代の多くの世帯において、最も大きな支出は住居費ですが、住居費が変わると、後の家計は大きく変わってくるはずで。

住宅ローンを組んでマイホームを取得する場合、融資する民間金融機関は、一部の例外を除き団体信用生命保険への加入を融資条件としています。そこで団体信用生命保険の加入者が死亡・高度障害状態になった場合、ローン残高分の生命保険金が銀行に支払われます。つまり不測の事態が発生すると、ローンの完済したマイホームが残るのです。

私的に準備するなら 「グループ保険」を優先

変化を踏まえた予測を具体的にを行い、支出が収入を上回るようでしたら、私的に死亡保障を検討します。その

際は、「いつまで、いくら必要なのか」を具体的に考えることが大切です。

保険商品を選ぶ際は、受け取れる保険金が同額であれば、いうまでもなくできるだけ安い保険を選びます。昨今ではインターネットや直販による割安な生命保険もありますが、職場のグループ保険は直販の保険より安くなるケースもあるので見逃せません(図表6)。

グループ保険は一年更新の死亡・医療のシンプルな定期保険。退職時までなど一定期間までを保障する商品です。現役世代の不測の事態に備えながらも保険料が安いからこそ、一方で貯蓄をする余力を持てます。この点がグループ保険最大のメリットです。

保険料は団体の規模や制度により異なりますが、加入者の多い団体ほど保険料は安くなる傾向があります。

配当金も魅力です。想定よりも保険金の支払いが少ない場合に契約者に割戻されるのが配当金で、各年度により異なりますが、配当を受け取れば実質的な保険料がさらに安くなります。

なお、契約手続きは勤め先で行い、告知のみで加入できます。ただし年一回など申し込み時期が限られていますので、加入の検討・手続きを速やかに行う必要があります。

※年金額は平成二二年度価格